

平成25年3月15日
号外第4号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（15・障害福祉課）……………1
- 秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（16・障害福祉課）……………2

規 則

秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十五号

秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第七十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第二条 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスを提供した日、その内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第三条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 前条の規定によるサービスの提供の記録
- 二 第十条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 三 第十一条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(設備の基準)

第四条 条例第七条第二号の規則で定める設備は、便所とする。

2 条例第七条の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図ることができる場所 必要な設備及び備品等を設けること。
- 二 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第五条 条例第八条第一項の規定による職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 地域活動支援センターの長 一人置くこと
- 二 指導員 二人以上置くこと

第六条 条例第九条第一項の規定により主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置する地域活動支援センターにおいては、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(利用者等に金銭の支払を求めることができる場合等)

第七条 地域活動支援センターが利用者又は利用者である障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものである場合に限るものとする。

2 地域活動支援センターは、前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の用途及び額並びに当該利用者等に金銭の支払を求める理由について、書面によつて明らかにするとともに、当該利用者等に説明を行い、その同意を得なければならない。

(工賃の支払)

第八条 地域活動支援センターは、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(衛生管理等)

第九条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情への対応)

第十条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十一条 地域活動支援センターは、条例第十三条第一項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

秋田県知事 佐竹 敬 久

秋田県規則第十六号

秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第七十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(耐火建築物等とすることを要しない建物の要件)

第二条 条例第三条第三項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

(サービスの提供の記録)

第三条 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスを提供した日、その内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第四条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 前条の規定によるサービスの提供の記録

二 第八条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録

三 第九条第一項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(設備の基準)

第五条 条例第八条第一項第四号の規則で定める設備は、便所及び共用室とする。

2 条例第八条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 一の居室の定員は、原則として、一人とすること。

(二) 利用者一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

三 便所 利用者の特性に応じたものであること。

四 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

(利用者に金銭の支払を求めることができる場合等)

第六条 福祉ホームが利用者に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものである場合に限るものとする。

2 福祉ホームは、前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の使途及び額並びに当該利用者へ金銭の支払を求める理由について、書面によつて明らかにするとともに、当該利用者へ説明を行い、その同意を得なければならない。

(衛生管理等)

第七条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情への対応)

第八条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第九条 福祉ホームは、条例第十二条第一項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。

附 則

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 平成十八年十月一日において現に存した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十条の二第四項に規定する精神障害者福祉ホーム又は法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十三年法律第三十七号)第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム(これらの施設のうち、同日以後に増築され、又は改築された等建物の構造を変更したものを除く。)が福祉ホームを運営する事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第五条第二項第一号(二)の規定は、適用しない。